

平成30年度ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業補助金交付要綱

30福保高在第61号

平成30年4月13日

(通則)

第1条 ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業補助金(以下「補助金」という。)は、ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業実施要綱(平成30年4月12日付30福保高在第60号。以下「実施要綱」という。)第3に基づきICT機器の導入及び地域見守り体制構築を行うサービス付き高齢者向け住宅その他東京都知事(以下「知事」という。)が認める事業所(以下「サービス付き高齢者向け住宅等」という。)に対し、その費用の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、サービス付き高齢者向け住宅等を拠点とするICTを活用した地域の見守り体制構築に要する費用の一部を予算の範囲内において交付し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は次に定めるところによる。

1 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年4月6日法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって、都内に所在するもの。

2 見守り体制

単身高齢者、高齢者世帯、その他見守りを希望する者(サービス付き高齢者向け住宅等の入居者を除く。以下「見守りサービス利用者」という。)に対し、サービス付き高齢者向け住宅等を拠点として見守りサービス利用者の希望や心身の状況に応じた見守り、安否確認、生活相談、緊急時対応、地域活動参加への支援(以下「見守りサービス」という。)などの働きかけを行う体制

3 ICT

情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

4 ICT機器

ICTを活用した機器で、高齢者の見守りサービスに資するもの。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、サービス付き高齢者向け住宅等を拠点として行う見守りサービスに資するICT機器の導入・活用及び地域の見守り体制構築のための取組みで、実施要綱第1に定める事業の目的にかなうと知事が認めたものをいう。

(補助対象者)

第5条 東京都の補助を受け、ICT機器を活用し見守りサービスを行うサービス付き高齢者向け住宅等の事業者

(補助対象経費及び見守りサービスの要件)

第6条 この補助金の補助対象経費および、第3条の2で定める見守りサービスの要件は別表1のとおりとする。

(補助事業の申請及び審査)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める必要書類を指定する期日までに知事に提出し、事業計画の審査を受けるものとする。

- 2 知事は、別に定める方法により審査し、ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業対象事業者を選定する。
- 3 知事は審査の結果を、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 第7条により選定された者は、別に定める補助金交付申請書を知事に提出し、補助金の交付を申請できるものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、第8条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは第10条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第10条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第12条 第9条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けた時は、別に定める様式を知事に提出し実績を報告しなくてはならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は第12条の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第14条 補助の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 月 日から適用する。

別表1 補助対象経費及び交付額の算定方法等

1 補助対象経費

補助対象経費	補助対象経費の内容および 補助対象経費に係る要件
<p>1 ICT機器の導入およびその利用に関する経費</p>	<p>1 内容</p> <p>(1) ICT機器の導入に係る経費 補助事業者が地域における見守りを実施するための機器導入経費。(ただし平成31年3月31日までの経費に限る。)なお導入する機器の台数に限度は設けない。</p> <p>(2) ICT機器の利用に関する経費</p> <p>ア 機器の設置に伴う工事費</p> <p>イ 機器の内蔵ソフトの初期設定費</p> <p>ウ 機器の使用に際し必要な物品の購入費</p> <p>エ 機器の使用に際し、データの収集・分析等に必要経費</p> <p>2 要件</p> <p>ICT機器については以下の要件を満たすこと</p> <p>(1) 目的 地域の見守り体制を構築するために有効なICT機器であること。</p> <p>(2) 価格 ICT機器を購入によって導入する場合は、その単価が50万円未満とする。かつ導入価格については、一般に購入できる状態にある同程度の機能を持つ他製品と比して適正な価格であること。</p>

<p>2 事業実施にあたってのアドバイザー経費</p>	<p>1 内容</p> <p>事業実施にあたり、補助事業者が必要に応じて専門的知見を有する事業者等からアドバイザー等を受けるために要する経費</p> <p>(1) ICT機器に係るアドバイザー等経費</p> <p>ア ICT機器の選定、導入にあたってのアドバイザー経費</p> <p>イ 事業実施期間中における機器の稼働状況等のモニタリング経費（見守りサービス利用者へのヒアリング・現地調査などに要する経費を含む。）</p> <p>(2) 地域団体との連携に係るアドバイザー経費</p> <p>見守りサービスを地域に展開し、事業を実施する際の地域団体等との連携方法等に関するアドバイザー経費</p> <p>(3) 事業全体の効果検証の経費</p> <p>ICT機器の活用や見守りサービスの提供について行う効果検証のための経費</p> <p>2 要件</p> <p>(1) 事業目的達成のために必要なアドバイザーの導入であること。</p> <p>(2) アドバイザーの実施経費については適切な価格であること。</p>
<p>3 地域の見守り体制構築に要する経費</p>	<p>内容</p> <p>1 地域の団体等の連携に係る経費</p> <p>ICT機器を活用して収集・分析したデータに基づき、見守りサービス利用者の地域活動や趣味、生きがい講座への参加を支援するための地域団体等との連携を図るための経費</p> <p>2 補助事業者が主催する地域交流活動に要する経費</p> <p>補助事業者が自ら地域との交流事業を主催、運営する場合の経費</p>
<p>4 その他 ICT機器の導入及び使用、地域見守り体制の構築に際し必要な経費と知事が認めるもの</p>	<p>本対象経費については事業目的達成のために必要な経費であり、補助対象経費 1 から 3 の内容に類するものについて、都との協議のうえ定める。</p>

2 見守りサービスの提供に関する要件について

交付要綱第3条の2における見守りサービスの提供については以下の要件を満たすこと。以下に掲げる要件を満たさない場合は、補助対象経費内の支出であっても補助対象とならない。

(1) 見守りサービス利用者との契約・協定等に関する要件

- ① 補助事業者は本補助事業の補助を受けて見守りサービス実施しようとするときは、見守りサービス利用者との間で契約・協定・覚書等（以下「契約等」という。）を取り交わし、その内容を双方が書面で保管すること。
- ② 補助事業者と見守りサービス利用者との間で締結される上記の契約等の期間は平成31年3月31日までとすること。
- ③ 本補助事業において補助事業者は見守りサービス利用者から利用料を徴収することが可能であるが、その価格については実際に事業に要する費用などをもとに適切な価格を設定し、交付要綱第7条の1に定める補助事業申請時の必要書類に記載すること。

(2) 安否確認・緊急時対応

補助事業者は本事業において見守りサービス利用者との契約に基づいて安否確認を行い、見守りサービス利用者の生命身体の保護が必要だと考えられる場合には、必要に応じて緊急連絡先への連絡や、専門機関への通報・相談等の適切な対応を行うこと。

(3) 見守りサービスと介護保険サービスとの併用について

補助事業者が見守りサービス利用者に対して介護保険サービスを提供している場合、見守りサービスと介護保険サービスを明確に区分するなど、介護保険サービスに関する法令・規則と抵触しないよう留意すること。また、上記の場合、必要に応じて提供方法が適切であるかどうか、介護保険サービスを所管する区市町村に相談すること。

3 補助対象経費に関する補助率および補助基準額

補助対象経費 1 から 4 に関する補助率と補助基準額は以下のとおり。

1 補助率	2 補助基準額
10/10	9,000 千円

4 交付額の算定方法

この補助金の交付額の算定にあたっては、上記 1、2 に定める条件を満たす補助事業の実施に要した経費について、上記 3 の第 2 欄に定める補助基準額と、上記 1 に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、上記 3 の第 1 欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記1 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 5の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が、(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに実績報告書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 知事は、6の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命じることがある。
- (2) 5の規定による実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

10 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、8の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

1 2 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1 3 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて 1 2 の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

1 4 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

1 5 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保存しておかななければならない。

1 6 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

1 7 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

1 8 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

19 補助事業者の責務

補助事業者は、実施要綱第1に定める事業目的の達成に向けて、実施要綱第3に定める事項について誠実に取り組む責務を有するものとする。

また、本事業に関する報告書等、事業の円滑な実施に向けて知事が必要と認める資料の提供等については、知事が指定する期日までに遅滞なく提供しなければならない。

20 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。